

豊川市子ども・子育て会議について

設置目的

「子ども・子育て支援法」に基づき平成27年4月施行予定の「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定やその進捗管理について、行政以外から幅広く意見を聴くための会議です。保護者の方の意見も含む子ども・子育て支援の実情を踏まえた目標を設定し、本市の子ども・子育て支援施策の充実を目指す。

所掌事務

子ども・子育て会議では、主に次のことを審議します。

- ・ 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員に関すること。
- ・ 豊川市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更等に関すること。
- ・ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

設置条例

平成26年1月1日施行

委 員

- ・ 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関し学識経験を有する者
- ・ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ・ 法第6条第2項に規定する保護者
- ・ 公募による市民
- ・ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

※ 子ども・子育て支援法第7条第1項

「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育て支援を行うものが実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

※ 子ども・子育て支援法第6条第2項

「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。